

文部科学省における熱中症の対策について

文部科学省では、学校において熱中症の予防や児童生徒が熱中症にかかった場合の対応が的確に行われるよう、平成 15 年 6 月に、「熱中症を予防しよう」（パンフレット）を作成し（平成 20 年 7 月最新改訂）、全国の教育委員会、学校、中体連及び高体連等に配布するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページに掲示している。

さらに、教職員等を対象とした会議等において熱中症の問題を取り上げて指導している。

なお、平成 20 年度及び平成 21 年度の取組は、以下のとおりである。

【平成 20 年度】

- 4 月 25 日 都道府県・指定都市教育委員会学校体育担当係長等会議において、「熱中症を予防しよう」パンフレットを配布するとともに注意喚起。
対象：都道府県・指定都市教育委員会学校体育担当係長等
- 5 月 19 日 健康教育行政担当者連絡協議会において、「熱中症を予防しよう」パンフレットを配布するとともに注意喚起。
対象：都道府県・指定都市教育委員会指導主事等
- 5 月 27 日 財団法人全国高等学校体育連盟評議員会において注意喚起。
対象：都道府県高等学校体育連盟会長等
- 6 月 3 日 財団法人日本中学校体育連盟評議員会において注意喚起。
対象：都道府県中学校体育連盟会長等
- 6 月 13 日 「熱中症事故の防止について」
学校健康教育課長、企画・体育課長連名による通知を発出。
対象：全国の小・中・高等学校及び大学等（教育委員会等を通じて）
- 6 月 30 日 「健康のため水を飲もう推進運動」ポスター（厚生労働省作成）の配布協力。
対象：全国の小・中・高等学校及び大学等（教育委員会等を通じて）
- 7 月 25 日 教職員用パンフレット「熱中症を予防しよう」を改訂。
(発生件数等のデータを平成 19 年度までに更新)
掲載場所：<http://www.naash.go.jp/kenko/jyouhou/nettyusyo.html>
(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- 8 月 8 日 「熱中症環境保健マニュアル 2008」（環境省作成）の配布協力。
対象：全国の小・中・高等学校及び大学等（教育委員会等を通じて）

- 10月24日 平成20年度学校安全推進フォーラムにおいて、「スポーツ活動を中心とした学校における熱中症の予防」について講演を実施するとともに、「熱中症を予防しよう」パンフレットを配布。
対象：教職員等学校関係者、教育委員会学校安全担当者、保護者等
- 3月31日 小学校教職員向け学校安全資料DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」を作成。この中に、「熱中症から子どもを守る～正しく知って予防するために～」を収録。
対象：全国の小学校、教育委員会

【平成21年度】

- 6月1日 健康教育行政担当者連絡協議会において、「熱中症を予防しよう」パンフレットを配布するとともに注意喚起。
対象：都道府県・指定都市教育委員会指導主事等
- 5月27日 財団法人全国高等学校体育連盟評議員会において注意喚起。
対象：都道府県高等学校体育連盟会長等
- 6月26日 「熱中症事故等の防止について」
学校健康教育課長、企画・体育課長連名による通知を発出。
対象：全国の小・中・高等学校及び大学等（教育委員会等を通じて）

【今後の予定】

- 「健康のため水を飲もう推進運動」ポスター（厚生労働省作成）の配布協力。
- 「熱中症環境保健マニュアル2009」、「熱中症～ご存じですか？予防・対処法～」リーフレット、「熱中症予防カード」（環境省作成）の配布協力。
- 教職員用パンフレット「熱中症を予防しよう」を改訂予定。
(発生件数等のデータを平成20年度までに更新)
掲載場所：<http://www.naash.go.jp/kenko/jyouhou/nettyusyo.html>
(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- 学校安全の充実のために、学校における安全対策の参考となるよう教職員向け学校安全教育資料を作成し、配布することとしており、この資料の中に熱中症対策についても掲載予定。

21ス学健第8号
平成21年6月26日

各 国 公 私 立 大 学 担 当 課 長
大学を設置する各学校設置会社の学校担当課長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 長
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長 殿
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当課長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

松 川 憲



企画・体育課長

有 松 育



熱中症事故等の防止について（依頼）

1 热中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいているところですが、別添のとおり、学校の管理下における熱中症事故が発生している状況にあります。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生していますが、適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。

については、熱中症事故を防止するため、「熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—」（平成15年6月発行）や環境省で作成している「熱中症環境保健マニュアル（2008年6月改訂版）」を参考として、地域の実情に応じた適切な対応により、その趣旨を徹底されるよう御配慮願います。

なお、政府においては、熱中症対策の効率的、効果的な実施方法を検討し、情報交換を行うため、平成19年12月から関係省庁連絡会議を設置しています。各省庁の関連情報については、環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/chemi/h>

eat_stroke/index.html) から取得できますので、適宜、ダウンロードを行うなど、御活用ください。

2 落雷事故の防止について

昨年度においても、校舎外での学校行事実施中などの学校の管理下における落雷事故が発生している状況にあることから、以下の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

- (1) 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- (2) 落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るには—安全対策Q & A—改訂版」《平成13年5月1日発行》より）によれば、厚い黒雲が頭上に広がったら、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車などの内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課においては、域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては、所管の私立学校等に対しても周知するようお取り計らい願います。

【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課学校安全係

電話：03-5253-4111(内線2917)

FAX：03-6734-3794

一学校の管理下における熱中症の発生状況一

(単位:件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
幼稚園	9	7	11
小学校	150	367	202
中学校	1,191	1,778	1,449
高等学校	1,476	1,770	1,646
高等専門学校	14	9	23

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※ 上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(平成20年度は速報値)。

